

オ113号

42年8月10日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所

たばこは市内で

買いましょう



台風のシーズンです 家屋は前もって点検を

また台風シーズンがやってきました。
すでに西日本で台風くすれの集中豪雨により大きな被害を出しております。
日本の地理的条件から多少災害を受けることはやむをえません、それだけに被害を最少限度にくい止めるためのあらゆる対策を確立する必要があります。
国や県はもとより、市でも災害対策基本法に基づいて「防災計画」をたてて防災行政の万全を期していますしかし、これだけでは到底

- 一、ラジオやテレビの台風情報を聞き、台風的位置や進路等をたしかめること
- 二、停電に備え、ローソク、マツチ、懐中電灯等を用意すること
- 三、断水に備え、バケツ、タライ風呂桶等に飲料水、使いの水等を用意すること
- 四、風害に備え、窓、雨戸の釘づけ板当て、煙突、看板扉等の補強をすること
- 五、浸水を防ぐため、家の廻りの側溝等をさらい、排水を良くすること
- 六、電気による事故を防ぐため、電灯引込線のたれ下ついているもの、破損しているところは、早目に電力会社に連絡し修理して貰うこと
- 七、浸水危険ヶ所では、畳を高い台の上に積重ね、箆筒は引出しごと高い所にあげ、押入れの下のものは上段に移すこと、水に濡れると発火、爆発する生石灰、カーバイト化学薬品は早目に始末すること
- 八、崖くずれの危険ヶ所では崖の状態をよく観察しいつもと違う場合は、早目に避難すること
- 九、避難するときは、次によること
- ア、老人、子供は早目に避難させる
- イ、食糧は二、三食分用意する



◎台風で電線が切れ、たれさがついている場合は、絶対に手をふれずすぐ東京電力へ連絡しましょう

◎特にテレビアンテナは、倒れやすく、これが配電線に触れて感電したり、テレビを焼いたり、広い地域を停電させたりする原因となりますので充分注意しましょう。

9月1日までに必ず 永久選挙人名簿に登録を

永久選挙人名簿に登録されていない有権者の方は、必ず登録の申出を昭和四十二年九月一日までにしなさい。

なが、市外へ転出される有権者の方は「選挙人名簿異動に関する証明書」を選挙管理委員会へ請求して下さい。

登録される人

- 1、日本国民で昭和四十二年九月一日で満二十才以上(昭和二十二年九月二日以前に生れた人)
- 2、昭和四十二年九月一日現在で引続き、三カ月以上(昭和四十二年六月一日以前)高萩市の区域内に居住している人
- 3、欠格事項に該当しない人

注意

永久選挙人名簿は本人の申出によつて登録されま

選挙人名簿は、有権者の方に確認してもらつたため、いつでもお見せしております。誤りなく登録されているかどうか自分の目で確かめ

42年度より国保税を43%引上げ

国民健康保険は、国民の健康と福祉をまもる重要な社会保障の一つとして医療保障に大きな使命をはたしております。

しかしながら近年の医療技術の発達と医薬品の急激なる進歩により、当市の医療給付額が毎年一千万程増加し、国保財政を非常に困難にしております。加えて昨年1月1日より家族全員に七割給付を実施しております。

昭和42年度はグラフでもおわかりのように、医療費の総額は九千九百万円になり、市負担額も六千九百万円になる見込みです。41年度より三千五百万円増加し、一世帯当三千八百五十五円の負担が多くなる見込みです。

このようなわけで昭和42年度より43%の国保税を引上げなければならなくなりました。以下引上げの背景や、算出の方法をお知らせし、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

1、保険税の引上

区分	年41度	42年度	賦課基準
所得割	2.43 100	2.80 100	市県民税の対象となつた総所得金額及び山林所得金額
資産割	18.00 100	24.00 100	課税された固定資産のうち、土地、家屋、償却資産
均等割	被保険者1人当り 680円	1.050円	被保険者1人当り
平等割	1.200円	1.710円	1世帯当り

2、保険税の算出方法

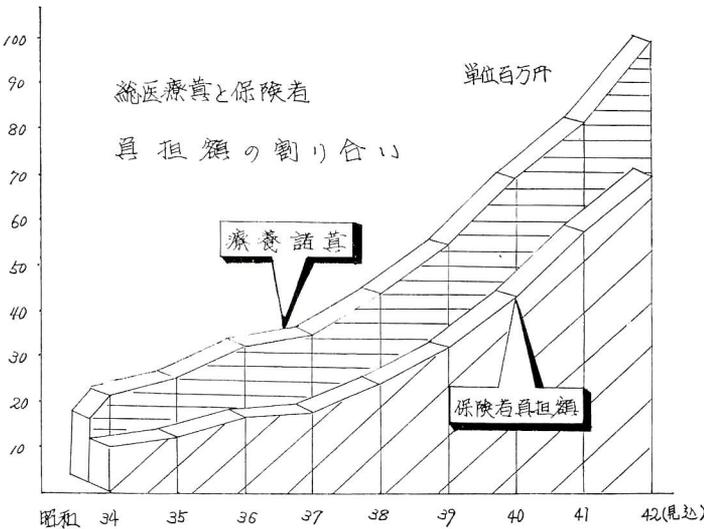
保険税の計算は6月になりませんと市民税の所得金額が把握できませんので第一期は暫定賦課（前年度保険税の1.4の増）により算出して第二期に本算定をして当該年度の保険税の額を決定しております。

3、保険税の納期

期別	納期	納期間
才一期	五月	それぞ
才二期	八月	れぞ
才三期	十一月	れぞ
才四期	一月	ら月末ま

4、保険税軽減率の引上

(1)低所得者の減税額の引上
保険税所得割の課税対象となる所得金額が10万円以



世帯主が他の社会保険に

下の世帯及び10万円以上でも被保険者うち世帯主をのぞく一人につき4万円を加えた金額を越えない世帯には均等割を、世帯割の一部を減額していますが本年は引上げになりました。

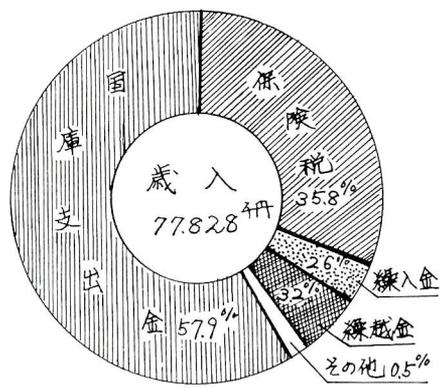
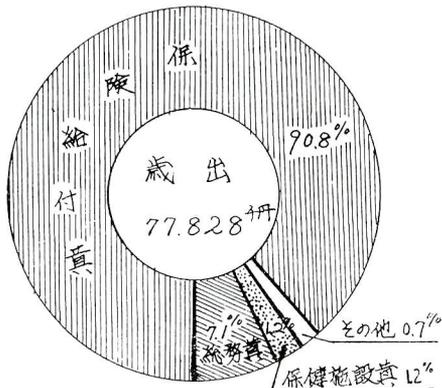
(2)世帯主が被保険者になつてない世帯（擬性世帯）の減額

加入しているため、国民健康保険の被保険者になつていない世帯には次の額を軽減します。

その世帯主の均等割と世帯主の所得額に世帯主を含めた被保険者数の割合を乗じた合計額

(例)
被保険者一人のときは、世帯主を含めますから1/2二人のときは1/3が所得割から減税になります

42年度の国民健康保険事業の財政状況



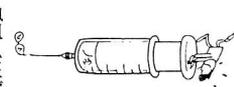
異動のときの課税方法 税を月割で計算

保険税の賦課期日は四月一日です。
賦課期日後の異動は、次の事項に該当するときは税を月割で計算しなおして還付または徴収しますが、それ以外の異動のときは変更しません。

減額になる場合
被保険者全員が他市町村へ転出または、他の社会保険に加入したとき。
被保険者のうち次の保険に加入したとき。
健康保険法の規定による被保険者
船員保険法の規定による被保険者
国家公務員共済組合法、

公共企業体職員等共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校職員共済組合法に基づく共済組合の組合員。
日雇労働者健康保険法第八条の規定により、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者、
国民健康保険組合の被保険者（組合員である被保険者に限る）

増額になる場合
減税になる場合の反対のときが該当します。



国保と医療費

ご承知のように国民健康保険の運営資金は、皆さんの納める保険税と、国の負担（医療費の4割）、足りない分は市で補っているわけです。

ところが、この運営資金には限りがあり、それ以上に医療費かかると、当然赤字となつてしまいますので、それに応じて保険税を

カラスのなかない日はあつても、交通事故が新聞にのらない日はありません。走る凶器、交通戦争、このようなことばは、毎日いやというほど聞かされています。

万一不幸にして交通事故にあつたら、何をいってもまず病院へ、次に国保を扱う市役所保険衛生課へ届け出をしてください。なぜかなといえ

ば、もともと交通事故によるケガや損害は加害者が補償すべきものなのです。しかし、その弁償が遅れたり不十分であつたり、加害者に支払能力がなかつたり

あげざるを得ない結果となります。そこで、皆さんにお願いしたいのは、病氣は早くみつ

け早く治すようにして、少しでも医療費のムダづかいをなくしてほしいものです。しかし、そうはいつても病氣になつてもなるべくお医者さんにかからないように、などといつては

ではありません。そのため国民健康保険です。病氣になつたらドンドンご利用ください。



そを箱急な救えよう

救急箱を備えておけば、とつさのときに役立ちます。手近かな引き出しなどを利用するのも一つの方法です。

救急箱に備えておくものとしては、ハサミ、ピンセット、毛抜き、体温計などの道具類と、ほう布、ほうたい止め、三角布、

交通事故と国民健康保険 事故にあつたら国保へ届け出

する場合は国保を使うことになりま

す。ところが被害者からの届け出がないと、国保の方では果して交通事故によるものかどうかかわからないため、加害者に賠償の請求をすることができず

国保財政にとつて大きなマイナスとなります。ですから交通事故

故でケガをうけたら必ず国保の窓口へ届け出をしてください。

万一事故にあつたら次のことを必ずおぼえておいてください。
①加害者の自動車番号
②営業用でしたら会社名
③運転者の免許証番号と住所、氏名
④目撃者の住所、氏名

企業の合理化 店舗の改造に自治、産地制度 運転資金

自治、産地制度については、高萩市においては、市内中小企業者に対し、企業の合理化、店舗の改造、運転資金等のための融資あつ旋制度をもうけております。

対象者

市内に一年以上住所及び事業を有する者で、市税を完納し、かつ、中小企業信用保険法施行令第一条に定める業務に従事している者

資金の種類

①自治金融
設備資金は、限度額五〇万円以内で、期間は三ヶ月以内、
運転資金は、限度額三〇万円以内で期間は二〇ケ

月以内、
②産地金融
設備資金は限度額一〇〇万円以内で、期間は三ヶ月以内、
運転資金は、限度額五〇万円以内で、期間は二〇ヶ月以内、
取扱金融機関
取陽銀行、茨城相互銀行、水戸信用金庫各高萩支店

①その他保証人は、原則として一名以上を付し、担保は必要に応じてとる
②審査会をおき、融資の審査を行なう。
③詳細は、自治金融については商工会、産地金融については市役所産業課、商工係でいつでも受付ておりますのでご利用下さい。

自動車の納税証明には 登録番号をお忘れなく

自動車の継続検査を申請される方は、県税事務所の発行する自動車税の納税証明が必要となりますが証明を受ける自動車の登録番号がかわりませんと、県税事務所で該当の自動車を探

すのに大変手間がかかり、また納税証明書をとりこ

られた方にも長い間お待ちいただくなど迷惑をかけることとなりますので、自

動車税の納税証明書を県税事務所へとりこられる場合には、自動車の登録番号を確認のうえお忘れなく、ご協力をお願いします
(県税事務所)



わが郷土の現状と 将来を考えよう

過去幾多の選挙により、数は減つたとはいへませんが、悪質な違反が少なくなつたことは残念です。こんどの市議会議員選挙こそはきれいな選挙を実現する好機であると思います。身近かな選挙で問題が理解され易いし、候補者をよく知ることができし皆の目がよく行き届くからです。

この時に当り次の三点を特に有権者の皆さんに訴えたい。

(一) わが郷土の現状と将来を考えよう。

(二) 清潔にして有能な人を選びましょう。

(三) きれいな選挙にしましょう。

自治の豆辞典

地方議会の議員の定数はその地方自治体の人口で決められる。地方自治法では都道府県議会は四十―百二十人、市議会は三十―百人、町村議

会では十二―三十人を定数の大ワクとして定めている。この場合、最大のワクで人口がいくらふえても法律を改めなしかぎりオーバーすることはできないが、減らす方は各自自治体が条例をつければ自由にできる建前。現在都道府県議会で東

京都議会在ワクについては二百二十人で規模の大きい方の最高、市会では合併で一

人を得てよい施設や事業が着実に進められ、われわれの身近かなことが改善されたり、住民に対するサービスも行き届いたりしている事例は沢山あります。情実と義理にとらわれな

いでは、いろいろな意見がわかれていきます。自治省の調べでも人口八

万人を得てよい施設や事業が着実に進められ、われわれの身近かなことが改善されたり、住民に対するサービスも行き届いたりしている事例は沢山あります。情実と義理にとらわれな

いでは、いろいろな意見がわかれていきます。自治省の調べでも人口八

時的にふくらんだいわき市を除いて、大阪の市八十五人が最も多い。

一方小笠原市では奈良県吉野郡黒滝村の村議会の定数十二人を九人に減らす村条例を可決、十人を割る

「選挙管理委員会」を設けよう。

定数が二十五人なのに、人口五千余のロンドン小市会(周辺の区を除いた中心部)は百五十人を越える議員をかかえているといった具合で、各国それぞれ事情が違います。

住民の意思をキメ細かく代表するには数が多い方がいいし質とか、議会の能率的な運営に重点を置けば少ない方がいい。「要するにこの二つのかね合いと、その国、その土地の性格、必要性――家庭の事情」に応じて決められるもの」といわれている。

議員さん数

誕生しています。

議員の数が多い方がいいか、少ない方がいいかについては、いろいろな意見がわかれていきます。

自治省の調べでも人口八

万人を得てよい施設や事業が着実に進められ、われわれの身近かなことが改善されたり、住民に対するサービスも行き届いたりしている事例は沢山あります。情実と義理にとらわれな

いでは、いろいろな意見がわかれていきます。自治省の調べでも人口八

万人を得てよい施設や事業が着実に進められ、われわれの身近かなことが改善されたり、住民に対するサービスも行き届いたりしている事例は沢山あります。情実と義理にとらわれな

①国民年金の障害年金または母子、(准母子)、福祉年金を受けているとき

②生活保護法による生活扶

助を受けているとき。

一、どんなときに免除されるか

③国立のらい療養所その他の施設であつて厚生省令で定めるものに収容されたとき。

④その他保険料を納付することが著しく困難であると認められたとき

「申請免除」

①所得がないとき

②被保険者または、世帯員が生活保護法による生活扶助(例えば、教育扶助医療扶助等)、らい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

③地方税法に定める障害者または、寡婦であつて、年間所得が二十四万円以

下であるとき。

④その他保険料を納付することが著しく困難であると認められたとき

うけずは損のもと

保険料は納められそうもなく、忙しくて市役所へ行くのもつて行つていられないとか、おつくだからと、そのままにして、免除も受けず、滞納のまま放つておくや年金を受ける資格がなくなる恐れがありますので、納付困難なときは必ず、市民課年金係に相談して下さい。

「信用が守り育てて5兆円郵便局の簡易保険」

本市に居住している八十五才以上の高令者に対し、高秋市は、毎年九月二十日に敬老年金を給付しております。次に該当される方は申請書を出して下さい。なお、昨年まで支給されていた方は、提出する必要はありません。

敬老年金の申請は8月31日迄

一、受給資格者
本年九月十五日現在で本市に引き続き一年以上居住している満八十五才以上の高令者で、まだ敬老年金を給付されていない者。

二、年金額 二、〇〇〇円

三、申請手続き
敬老年金給付申請書を福祉事務所社会係へ提出

四、申請期限
昭和四十二年八月三十日まで

◎申請用紙は、福祉事務所社会係にあります。

(祝)簡易保険の契約高5兆円を突破

創業以来50年余にわたり、郵便局の生命保険として親まれてきた簡易保険の契約高が、この6月13日に5兆円を突破しました。

ますます発展せる簡易保険は、みなさんの将来をお守りします。

「信用が守り育てて5兆円郵便局の簡易保険」